

喬木村男女共同参画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 男女が互いにその人格を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、喬木村男女共同参画計画のもと、総合的かつ効果的な推進を図るため、喬木村男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の事項について協議をするものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりの推進について、関係機関相互の連絡、調整に関すること。
- (3) 男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画問題に関すること。

(組織及び役員)

第3条 委員会の組織及び役員は次のとおりとする。

- (1) 委員会は15人以内で組織し、村長が委嘱する。
- (2) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は委員の中から互選する。
- (4) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- (6) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第5条 事務局は企画財政課に置く。

附 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。